

# 入札説明書

宮崎県が行う宮崎県建設技術センター自動火災報知設備修繕工事の一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について、質問がある場合は、下記 15 に説明を求めることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 1 公告日 令和 8 年 1 月 30 日

## 2 競争入札に付する事項

### (1) 工事名

宮崎県建設技術センター自動火災報知設備修繕工事

### (2) 工事の場所

宮崎市清武町今泉丙 2559-1 宮崎県建設技術センター

### (3) 工期 本契約成立の日から 180 日間

### (4) 工事の概要 仕様書による

### (5) 最低制限価格

最低制限価格を設けるものとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

## 3 契約に係る特記事項

(1) 宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。）第 109 条により、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は本契約を解除するものとする。

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 4 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 7 条に基づき、消防施設工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

ウ 宮崎県内に本店又は支店（営業所を含む。）を有する者であること。

エ 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格停止となっていない者であること。

オ 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定す

る再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。

キ 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

ク 消防設備士甲種第 4 類の資格を有する技術者を配置することができる者であること。

(2) この競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（別紙様式第 1 号）に必要な書類を添えて次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出期限 令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時必着  
(午前 9 時から午後 5 時まで。閉庁日を除く。)

イ 提出場所

郵便番号 889-1602 宮崎市清武町今泉丙 2559-1

宮崎県建設技術センター総務担当

電話番号 0985(85)1515

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送にあっては書留郵便に限る。）

エ 確認結果 審査終了後、入札日前日までに通知する。

## 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 4 の(2)のイに同じ。

(2) 期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで  
(午前 9 時から午後 5 時まで。閉庁日を除く。)

## 6 入札説明書及び仕様書の配布場所及び期間

(1) 場所 4 の(2)のイに同じ。

(2) 期間 5 の(2)に同じ。

(3) 入札説明会は実施しない。

ただし、入札の見積りにおいては、令和 8 年 2 月 13 日（金）までに現場確認をすること。

なお、現場確認をする場合は、事前に連絡すること。

ア 連絡先 4 の(2)のイに同じ。

## 7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問

本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。

ア 提出期間

令和 8 年 1 月 30 日（金）から令和 8 年 2 月 13 日（金）午後 5 時まで

イ 提出先 宮崎県建設技術センター総務担当

ウ 提出方法

入札質問書（別紙様式第 2 号）を電子メールで提出すること。

E-mail : kensetsugijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp

## (2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。

### ア 回答方法

質問者には個別に電子メールで通知するものとする。ただし、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員へ電子メールで通知する。

### イ その他

提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

## 8 入札及び開札

### (1) 入札及び開札の場所及び日時は次のとおりとする。

ア 場所 宮崎県建設技術センター 1 階会議室

イ 日時 令和 8 年 2 月 24 日 (火) 午後 2 時から

### (2) 入札に参加する者は、入札書（別紙様式第 3 号）を下記のとおり提出しなければならない。

### (3) 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。

### (4) 入札金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

### (5) 代理人が入札を行う場合は、委任状（別紙様式第 4 号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

### (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

### (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

### (8) 開札には、各入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

## 9 再度入札

### (1) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

### (2) 再度入札の回数は、1 回を限度とする。

### (3) 再度入札の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同じものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記入すること。

### (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

(5) 再度の入札に付するも落札者がない場合は、随意契約に移行する場合もある。

## 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則第100条の規定による。

## 11 契約保証金

契約保証金については、宮崎県財務規則第101条の規定による。  
(ただし、第2項第3号を除く)

## 12 入札の効力

宮崎県財務規則第125条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札公告等の規定に違反した者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

## 13 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で、無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格の入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 契約については、宮崎県工事請負契約約款の規定による。

## 14 その他の事項

本契約については、本契約に係る予算について議会の議決を得るまでの間、工期を令和8年3月31日までとする。ただし、当該予算について、議会の議決が得られない場合は、宮崎県工事請負契約約款第45条第1項の規定によりこの契約を解除することがある。なお、契約解除により損害が発生したときは、同条第2項の規定により県に対して当該損害の賠償を請求することができる。

## 15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県建設技術センター総務担当

郵便番号 889-1602

住所 宮崎市清武町今泉丙2559-1

電話番号 0985(85)1515

E-mail : [kensetsugijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:kensetsugijutsu-c@pref.miyazaki.lg.jp)